

地方自治法に基づく甲良町長からの審査の申立てに係る裁定について

1 事案の概要

- (1) 令和2年11月30日に甲良町議会において、甲良町長（審査申立人）の給料を6箇月の間60%を減ずることを内容とする「甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）」（議員提案。以下「本件条例案」という。）が可決された。
- (2) 令和2年12月2日に甲良町長が、地方自治法（以下「自治法」という。）第176条第4項の規定に基づき、(1)の議会の議決がその権限を超えまたは法令に違反するとして再議に付したところ、令和2年12月11日に(1)の議決のとおり再議決（以下「本件議決」という。）がなされた。
- (3) 令和2年12月25日、甲良町長は、自治法第176条第5項の規定に基づき、滋賀県知事に対し、本件議決の取消しを求める審査の申立てを行った。
- (4) このため、滋賀県知事は、自治法第255条の5の規定に基づき、自治紛争処理委員を任命し、その意見を踏まえ、令和3年3月23日付けで本件議決を取り消す旨の裁定をした。

2 知事の裁定の要旨

- (1) 主文
本件議決を取り消す。
- (2) 理由
下記①～⑤により、本件議決は議会の権限を超えまたは法令に違反するものと認められる。
 - ① 本件条例案の提案に至った理由として、甲良町議会の会議録等から、審査申立人の責任を追及する目的で行ったものであると判断される。
 - ② そこで、長への責任追及の手段として、その給料を減額する条例を議決することは、議会の権限を超えまたは法令もしくは会議規則に違反するか検討すると、本来、普通地方公共団体の長と議会は、いずれも住民の直接選挙で選ばれた住民の代表であり、対等の立場に立って、相互の抑制・均衡のもとに、それぞれの役割を果たすべきものである。このことから、自治法は、この両者の間に対立抗争が生じ、その均衡が保たれなくなった場合においては、第178条第1項で議会から長への不信任議決を規定しているが、これに対しては、長に対抗手段としての議会の解散権を認めている。
 - ③ 本件議決は、議会が長の責任追及の手段として減給という手段を一方的にとるものであり、これを可能とすると、議会が自らの主張を通すために、条例制定に係る議会の議決権をもって長を威迫することにもなる。そうすると、長と議会の均衡が崩れ、議会が著しく優位に立つことにもなるのであるから、このような手段は、現行の地方自治制度において許容されないと解すべきであり、議会の権限を超えまたは法令に違反するものである。
 - ④ また、本件議決は、審査申立人の責任を追及する手段として、議員提案による条例により審査申立人の給料を減額したものであるから、実質的には議会による懲戒に当たると考えることもできる。
一般的に、懲戒とは、特定の者の間における勤務関係においてその規律を維持することを目的として行われるものであるが、長と議会は、②で述べたようにいずれも住民の直接選挙で選ばれた住民の代表であり、対等の立場に立って、相互の抑制・均衡のもとに、それぞれの役割を果たすべきものであることから、特定の者の間における勤務関係に立つものではない。議会による長の懲戒について、自治法に何ら規定されていないのは、このことを当然の前提としているものと解される。
したがって、実質的に懲戒を行うことを目的として議会が長の給料の減額を行うことは、自治法によって認められていないと解すべきである。
なお、審査申立人が今回行ったように、長の責任問題に関して、長が給料の減額条例を提案することがあるが、これは、長が自ら責任を明らかにするために行われるものであり、懲戒とは性格を異にするものである。
 - ⑤ よって、本件議決は自治法第176条第6項にいう議会の権限を超えまたは法令に違反する議決であると言わざるを得ない。

(参考) 地方自治法

第七十六條 1～3 略

- 4 普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。
- 5 前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては総務大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査を申し立てることができる。
- 6 前項の規定による申立てがあつた場合において、総務大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。
- 7 前項の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に訴すことができる。

第二百五十一條 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下この節において「都道府県の関与」という。)に関する審査、第二百五十二條の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第四百三十三條第三項(第八十條の五第八項及び第八十四條第二項において準用する場合を含む。)の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理を処理する。

- 2 自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣又は都道府県知事がそれぞれ任命する。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、あらかじめ当該事件に関係のある事務を担当する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。

第二百五十五條の五 総務大臣又は都道府県知事に対して第四百三十三條第三項(第八十條の五第八項及び第八十四條第二項において準用する場合を含む。)の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十一條第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四條(第二百五十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。

第二百五十七條 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。

- 2 この法律の規定による異議の申出又は審査の申立てに対して決定又は裁決をすべき期間内に決定又は裁決がないときは、その申出又は申立てをしりぞける旨の決定又は裁決があつたものとみなすことができる。

第二百五十八條 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法九條から第十四條まで、第十八條第一項ただし書及び第三項、第十九條第一項、第二項、第四項及び第五項第三号、第二十一條、第二十二條第一項から第三項まで及び第五項、第二十三條から第三十八條まで、第四十條から第四十二條まで、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條並びに第五十條から第五十三條までの規定を準用する。

- 2 略